

第73回 大和高田市 都市計画審議会 会議録

1. 会議の年月日、開閉時刻及び場所

- (1) 会議の年月日 令和元年8月20日(火)
- (2) 開閉時刻 午後1時30分から午後3時00分
- (3) 場所 市役所4階 会議室

2. 委員の出欠

- (1) 出席者
 - (委員) 杵田委員、村井委員、瓜坂委員、今村委員、猶原委員、上土居委員
 - (事務局) 環境建設部勝山部長
都市計画課 作田課長、水野課長補佐、藤原係長、大垣主事
- (2) 欠席者 寺田委員、宮本委員、永田委員

3. 会議の成立

上記2-(1)により、委員の過半数が出席され、本審議会は有効に成立
(大和高田市都市計画審議会条例第6条第1項)

4. 会議の公開・非公開の別 公開

5. 傍聴者数 無

6. 次第

- (1) 開会
- (2) 案件
 - 第1号議案 大和都市計画生産緑地の変更について
- (3) その他
 - 特定生産緑地制度について

7. 審議結果等

- (1) 第1号議案 大和都市計画生産緑地の変更について
 - ・案件について事務局から説明
 - ・質疑及び意見 無
 - ・結果、第1号議案は原案のとおり可決する。

(2) その他 特定生産緑地制度について

- ・事務局から概要説明
- ・質疑及び意見

委員：特定生産緑地の指定に伴い、生産緑地の面積要件の引き下げを行い、農地を守ることも良いが、農地の後継者がいない問題が深刻化してきている現状がある中、どのように農地を活用し残していくのかということも問題である。

委員：特定生産緑地のチラシの表現について、まず2ページ目のところで、営農する場合の説明として、10年の間に相続がない場合は買取りの申出が可能であると説明があるが、特定生産緑地に指定すると、今の生産緑地とは違い、相続では買取りの申出ができなくなるのか。

事務局：記載内容に不備がありますので、「相続がない場合」から「相続等がない場合」と記載内容を変更いたします。

委員：3ページ目の特定生産緑地地区の都市計画指定日（予定）の記載についてですが、2021年12月と2022年12月と2回に分けているが、指定日の基準日が混在し、今後の生産緑地の管理が難しくなるのではないかと。

事務局：2021年12月と2022年12月どちらの指定であっても基準日である当初指定から30年が過ぎる日から10年の延長となるので生産緑地の管理としては今までの基準日から混在していくことはありません。記載の内容で誤解が生まれる可能性があるため、特定生産緑地地区の都市計画指定基準日という記載に変更するなどして、分かりやすく改良いたします。

委員：生産緑地の所有者は高齢者が多いので特定生産緑地に指定する際の提出書類等は簡素化するのがよいのではないかと。

事務局：提出書類等については、精査中ではありますが、いただきました意見も踏まえ再度課内で精査の上チラシの作成を行います。